

令和3年度 コミュニティからのご意見

城 坤 コミュニティ

	<p>寄付行為について 経緯</p> <p>本年6月初旬、とある市民から最近の市役所の対応について相談を受けた。聞き取った内容は次のとおり。</p> <p>寄付行為のため本人が庁舎へ出向く</p> <p>庁舎1階記載台・発券機付近の職員に、「本日持参している金員を植樹に役立てて欲しい。」旨申し出た。</p> <p>また、職員に対して真剣であることを表明するため、数百万円を持参していることが確認できる身振いをした。</p> <p>職員の回答</p> <p>「現在、植樹をする場所がありません。ご希望に沿うことができません。」と即答された。</p> <p>職員の対応に憤慨</p> <p>「植樹のための寄付」を申し出たが、叶わないのであれば例えば「新型コロナウイルス感染症拡大防止のために用途を変更させていただいてもよろしいか」等の打診があっても然るべきではないのか（用途変更要請があった際には快諾する用意はしていたが何もなかった）。</p> <p>市役所の姿勢について確認するよう懇願された</p> <p>1 (1) 公益に資するための私財の寄付を排除するのでしょうか。 (2) 寄付行為者の意思を尊重できない寄付は受理しないのでしょうか。</p> <p>(回答)</p> <p>この度は、市へのご寄附をお申し出いただきありがとうございます。</p> <p>その際、記載台や発券機付近の職員の対応で寄附者様のご厚意に添えない結果となり、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>ご意見を受け関係職員に確認いたしました。確認には至っておりません。寄附者様のご意向もごさいますが、改めて謝罪をさせていただきご説明にお伺いさせて頂きましたら幸いです。お伝えくださればありがたいと存じます。</p> <p>本市を取り巻く財政はコロナの影響なども踏まえ、今後も厳しい状況が続くことが想定されます。そのような中、ご寄附のお話は大変ありがたく、申し出があればお受けし、有効に活用させていただいております。また、寄附金の用途については、可能な限り寄附者様のご意向に沿えるよう努めております。</p> <p>今後も、随時、寄附の受け入れを行い、市政運営の一助として参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>						
<p>ご意見 2</p>	<p>通学路の安全確保について</p> <p>令和2年6月22日城坤コミュニティセンターを經由して「丸亀市総合運動公園施設再配置計画（案）令和2年」に掲載されている下表の土地の管理方法について、質問（文書にて質問していますので要請内容をご確認ください）しました。</p> <table border="1" data-bbox="276 1899 1361 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 1899 550 1944">掲載ページ</th> <th data-bbox="550 1899 949 1944">計画図</th> <th data-bbox="949 1899 1361 1944">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 1944 550 1989">25</td> <td data-bbox="550 1944 949 1989">総合運動公園駐車場位置図</td> <td data-bbox="949 1944 1361 1989">H.駐車場（平池西未整備地）</td> </tr> </tbody> </table>	掲載ページ	計画図	施設名	25	総合運動公園駐車場位置図	H.駐車場（平池西未整備地）
掲載ページ	計画図	施設名					
25	総合運動公園駐車場位置図	H.駐車場（平池西未整備地）					

上記の質問に対する回答は、同年 8 月 31 日関係部署を代表して建設課から受理しておりその内容は次のとおりです。

(前略)

しかしながら、道路管理者として、通学路の安全確保のため、今後も土地所有者に樹木の伐採のお願いをしております。あわせて、市が所有している土地についても適切に管理を行ってまいります。

(後略)

近況

- (1) 問題提起後 1 年が経過しようとしています。改善に向けた取組みの様子がうかがえません。
- (2) 特に 5 月～10 月は草木の繁茂が著しいことから厳格な管理が要求されます。
- (3) 近隣住民から「都度、草を刈り払うよう要請しなければ対処してもらえない」旨の苦情が寄せられます。
- (4) 市道原田金倉線（(都市計画道路) 国道 11 号～丸亀総合運動公園～県道多度津丸亀線）は当該区間を迂回して全面開通予定である旨の連絡がありました。開通後の令和 4 年 4 月以降、当該区間が幹線道路の抜け道にならないか懸念されます。

恒久的な対処について

次の要望事項について具体的な施策の策定と実施を切望します。

No.	要望事項	内容
1	立木の伐採	・昨年提示している伐採範囲内の完全実施（現時点で電線、通信線等に接触している箇所があります）
2	暴走車両の排除	・当該区間へ侵入し走行する車両の規制（侵入しづらい形状の進入口による進入規制、時間帯による通行規制、路面への構築物による速度規制等）
3	管理方法の明文化	・1 年をとおした作業計画および実施事項（総合運動公園の施設再配置に向けた 4 期の 2040 年度まで毎年同様の作業を繰り返すこととなります）
4	土地所有者への説明	・管理不行き届きに起因する事故が発生した場合の賠償責任（部外者が心配する必要はないのかも知れませんが…）

(回答)

【立木の伐採】

本区間の草木の管理について、昨年度に適切な管理を行う旨の回答をしているにもかかわらず対応が遅くなり、ご迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。

今後、本市所有地につきましては、様子を見ながらになりますが、おおむね 6 月および 10 月の少なくとも年 2 回の草刈りを行います。

また、個人所有地につきましては、市道側に草木がはみ出すなど、通行に支障が生じないように、また、電線や通信線等に接触している木については、四国電力等の管理者と相談し対応するなど、適切な維持管理を引き続き所有者に求めてまいります。

【暴走車両の排除】

	<p>市道原田金倉線は、令和3年度末（令和4年3月末）に暫定での供用開始を行うことを目標に現在、整備を進めております。暫定供用開始のルートは、南側の整備済箇所（県陸西側）と北側の現在整備中の区間を総合運動公園内の通路を舗装し、これを連絡する形での供用開始を予定しております。</p> <p>ご要望の当該区間につきましては、現在の主道路から従道路となりますことから、車両の流れは、新たに主道路となる総合運動公園内の通路へ、区画線や交通安全施設を設置し、安全に誘導出来るよう計画しております。</p> <p>従いまして、当該区間への進入車両は少なくなるものと考えております。</p> <p>【管理方法の明文化】</p> <p>ご要望の区間に関しましては、本市において早期に道路拡幅工事が行えるよう努力を続けてまいりますが、それまでの間につきましては、上記で記したように、市所有地は、様子を見ながらになりますが、おおむね6月と10月の少なくとも年2回の草刈りを行い、個人所有地は、適切な維持管理を引き続き所有者に求めてまいります。</p> <p>【土地所有者への説明】</p> <p>様々なケースにより責任の所在は難しいものと思われませんが、明らかに道路隣接地よりはみ出た草木などが起因して事故が発生した場合には、その所有者に対して管理責任が問われるものと考えます。</p> <p>しかしながら、事故が起こらないよう適切な維持管理を行うことが重要でありますことから、今後についても土地所有者に対して事故の原因となりうる草木の撤去を求めてまいります。</p> <p>以上、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。</p>
<p>ご意見 3</p>	<p>新田青葉団地自治会要望事項</p> <p>① 馬淵さん宅裏側の農業水路の両側の嵩上げをお願いします。</p> <p>当団地において、団地周辺の農地の宅地開発が進み、豪雨時等には下記写真のように団地入口の馬淵さん宅裏側農業水路が氾濫し団地内に濁流が流入し、団地内が浸水する事象が発生しています。数年前に一部の区間で水路の両側の嵩上げを行っていません。下記写真のように団地内が浸水し床下浸水が発生する事態が懸念されます。対策として、馬淵さん宅裏側の農業水路の残りの部分の嵩上げをお願いします。</p> <p>② 団地内私道のカーブミラー設置の補助金制度について</p> <p>団地内の道路は私道です。団地隣接地にアパートが二棟、介護施設や塾が有り、団地所有の車の三倍程度の車が出入りしています。</p> <p>団地内は私道の為、カーブミラー等の設置及び修理は団地自治会で費用を見なければなりません。しかし、一般公道と変わらないぐらいの団地以外の車が出入りしています。</p> <p>香川県の浜田知事や丸亀市でも交通安全に力を入れていますが、団地内私道の公共性重視の立場から市役所で交換か補助金制度の設立をお願いします。</p> <p>③ 当団地西側農業水路にガードレールを設置されたい。</p> <p>農業水路に隣接する市道について、今日まで事故防止の立場から多くの改善に取り組まれてきました事に敬意を表します。しかし、今回の7月8日の集中豪雨では子供たちが事故に巻き込まれる危険性も有りました。私道と川の水面が同じになるような事象は、年間数回発生しています。</p> <p>事故を未然に防止するためにも、ガードレールの設置をお願いします。</p>

(回答)

① 農業水路嵩上げについて

農業用水路の改修につきましては、地元水利組合が主体となって実施しており、数年前の一部嵩上げにつきましても、浸水から農地を守る目的で地元水利組合が改修を実施し、市が事業費の一部を支援しています。

そのため、ご要望の箇所での嵩上げにつきましても、地元水利組合が主体となって実施していただく必要があり、また一部費用負担も伴いますが、実際に浸水被害があったことを勘案し、自治会から要望があったことにつきまして、地元水利組合に周知・依頼してまいります。

② 団地内私道のカーブミラー補助金制度について

私道内のカーブミラーに対する補助金については、従前より多くの要望をいただいていたことから、令和3年度より丸亀市私道整備事業補助金制度を拡充し、カーブミラーをはじめとした交通安全施設を補助対象に追加いたしましたので、ご活用していただければと思います。

なお、補助対象となる私道には条件がございますので、詳細については建設課にご相談ください。

③ 当団地西側農業用水路にガードレール設置

大雨時の市道の冠水につきましては、通常、道路管理者が冠水箇所で通行止め措置などの対応を行っております。

ご要望のありました箇所につきまして、近年、集中豪雨等により冠水し、道路と水路の境がわかりづらくなる事象が発生しております。

そこで、ガードレールは、一般的に車両が道路外へ逸脱するのを防ぐためのもので、道路境界を明確にするための目的では設置しておりませんので、現在、設置している視線誘導標を増設することで、道路と水路の境を明確にしたいと考えております。なお、視線誘導標等の設置には用水路の管理者との協議が必要となりますのでご理解をいただきたいと思っております。